タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	千鳥ハイヤー株式会社 （法人番号９４５０００１００１８９３） 代表者高橋修史	北海道上川郡東神楽町南１条東１丁目１番６号	本社営業所	北海道上川郡東神楽町南１条東１丁目１番６号	R8.9.30	輸送施設の使用停止（７０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他４件	令和８年５月２１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）運行管理者の選任解任届出義務違反（道路運送法第２３条第３項）、（２）点呼の記録の改ざん・不実記載（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（３）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（４）事故の記録事項義務違反（運輸規則第２６条の２）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）	７	７
	以下余白									